

都会の緑NPOが守る

非営利組織(NPO)の力で都会の荒れた緑地・樹林地の再生を――。

建設省(国土交通省)は二〇〇一年度から、現在土地所有者に義務付けている緑地の管理を市区町村が担い、実際の管理はNPOや周辺住民に委託できるようにする仕組みを導入する。土地所有者、行政、NPOの三者による新たな協力体制が動き始めることになり、同省は、「都会で貴重な動植物の生息・生育環境の回復にも役立てたい(都市局)」と期待を寄せている。

現行の都市緑地保全法によると、市区町村が都市計画上の緑地保全地区に指定

建設省が新制度

下草刈りをする「荒井沢市民の森愛護会」のメンバー(横浜市栄区)



すると、その土地の所有者は固定資産税や都市計画税の減免などの優遇措置を受

けられる。反面、「宅地の造成」など開発行為が禁止され、緑地を良好な状態に

保つよう義務付けられる。しかし、所有者が高齢になるなどの理由から清掃な

草刈りなど 所有者の負担肩代わり

どの管理が十分にできず、荒れ放題となる緑地が相次いでいる。そこで市区町村が新たに「緑地保全計画」を作成、指定した緑地を自治体自らが管理できるよう、都市緑地保全法の改正に乗り出すことになった。

人手が限られる自治体だけで緑地を管理するのは困難なため、管理をNPOなどに外部委託できるように「所有者、行政以外の第三者に委託できる」との規定をつくる考え。地球環境問題への関心の高まりを背景に急増している環境NPOの支援を「無償」で得ようというわけだ。

今回導入する仕組みのひな型となったのは、横浜市が一九七一年度に始めた「市民の森」と呼ばれる制度。市内の五鈴以上の樹林地を対象に市が所有者と十年以上の土地使用契約を結び、市民の憩いの場を提供してきた。

近年、市内で二十五カ所ある「市民の森」一カ所す

つに周辺住民らが愛護会を次々に結成し、所有者と一緒にごみを拾うなどのパトロール活動などに参加するようになった。参加した市民は八百人を上回る。

横浜市栄区の「荒井沢市民の森」は土地所有者、行政、NPOの三者の協力が最も円滑に進んだ例だ。愛護会の会員は計百人程度。

月二回、メンバーが午前十時から約二時間かけて下草刈りなどに汗を流す。

生物・緑地の保全に取り組んでいるNPOは全国で約八百八十。法改正が実現すれば横浜のように緑地管理でNPOの活躍の場が広がる。荒井沢市民の森愛護会の関係者も「全国で同じ取り組みが広がる契機になるのでは」と語る。